

空調設備保守点検業務 仕様書

1 業務概要

本業務は、総合庁舎に設置された空調設備の保守・点検業務を適切に実施することにより、所定機能の維持、事故、故障等の未然防止を図り、災害時における機能発揮に支障をきたすことのないよう措置するものとする。

2 対象設備

- (1) AHU : 6 台 (床置水平型)
- (2) OAHU : 3 台 (屋外水平型)
- (3) EHP : パッケージ用・ビル用マルチエアコン : 室外機 1 2 台、室内機 4 3 台
設備用エアコン : 室外機 2 台、室内機 2 台
- (4) GHP : ビル用マルチエアコン : 室外機 1 4 台、室内機 1 5 9 台

3 業務内容

上記 2 の設備について、関係法令、共通仕様書及び本仕様書の定めるところにより、以下のとおり実施するものとする。

(1) 定期点検

- ・関係法令を遵守し、共通仕様書第 2 編に定められた周期及び点検基準等に基づき、点検を実施することとする。
- ・点検周期について、共通仕様書上 2 種類ある場合は、原則「周期 I」により実施することとする。
- ・点検周期が 1 年超の項目に係る点検については、従前の点検記録等を確認の上、契約年度中に該当する項目について確実に点検を実施すること。
- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

②保守

- ・上記点検の結果に基づき、必要な保守作業（フィルター清掃・交換/年 2 回）を実施の上、所定機能の維持に努めること。
- ・このほか対象設備の運用上必要な調整等作業について、発注者の依頼を受け実施すること。
- ・保守作業に係る費用（各種消耗品及び定期交換部品等を含む。）については、1 年超の周期で行う定期部品交換等を除き、全て受注者負担とする。なお、発注者及び使用者による不注意、不適当な仕様及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理取替え、交換等は除く。

- ・ 1 年超の周期で行う定期部品交換など次年度以降に発注者負担により実施が必要となる保守作業等が判明した場合には、作業内容や実施時期、所要費用等を明記の上速やかに施設管理担当者に報告すること。

4 作業計画等

- (1) 業務の実施に当たっては、施設管理担当者手順、方法、日程等について十分打合せの上、計画的に作業を実施すること。
- (2) 作業は原則、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に実施することとし、業務運営上支障をきたす場合等については、施設管理担当者と調整の上、休日に実施することとする。なお、故障等緊急を要する場合は、直ちに作業等に着手すること。